



全人代開催 ～新五か年計画を採択～

3月5日、第14期全国人民代表大会(全人代)第4回会議が北京の人民大会堂で開幕し、李強首相が国務院を代表して政府活動報告を行った。今年は新たに「第15次五か年計画(2026～2030年)」が始まる節目の年である。そのポイントは以下の通り。

(1) 2025年の実績

昨年は厳しい外部環境の中、中国経済は一定の安定を維持して多くの目標を達成したとして、GDP成長率が5%成長、食糧生産量が7億1,500万トン、都市部新規就業者数1,267万人、都市部調査失業率平均5.2%、新エネルギー車年間生産1,600万台超、工業ロボット生産28%増、集積回路(半導体)生産10.9%増、EV充電施設2,000万箇所を突破したなどが報告された。

(2) 2026年の主な目標と重点任務

「第15次五か年計画」の初年度として、下記経済関連の目標が設定された。

- ・ GDP成長率：4.5～5%
- ・ 都市部新規就業者数：1,200万人以上
- ・ 都市部調査失業率：5.5%前後
- ・ 消費者物価指数(CPI)上昇率：2%前後
- ・ CO₂排出量(GDP単位)：約3.8%削減
- ・ 食糧生産量：7億トン前後

また目標達成に向け、財政赤字を5.89兆元規模とし、地方政府特別債を4.4兆元、超長期特別国債を1.3兆元発行し、金融政策は引き続き、適度な緩和を実施するとした。

一方重点任務としては、以下10項目が挙げられた：



①強大な国内市場の整備に力を入れる②新たな原動力の育成・強化を加速させる③ハイレベルの科学技術の自立自強を加速させる④重点分野の改革を持続的に深化させる⑤ハイレベルの対外開放をさらに拡大する⑥農村の全面的振興を着実に推進する⑦新型都市化と地域間調和発展を推進する⑧民生の保障・改善にいっそう注力する⑨全面的グリーン化の推進を加速させる⑩重点分野のリスク防止・解消と安全保障能力の整備。

(3) 第15次五か年計画の主要目標

経済成長については、計画期間中の5年間は合理的な範囲での成長を維持し、各年の具体的な成長率は実際の状況に応じて設定するとした。またイノベーションが主導する環境配慮型の発展を推進するため、全国の研究開発投資を年平均7%以上増加させ、デジタル経済の付加価値がGDPに占める割合を12.5%に引き上げ、GDP当たりの二酸化炭素排出量を30年までに17%削減。国民生活では、平均教育年数を11.7年に、平均寿命を80歳まで高め、エネルギー総合生産能力を58億トン(標準炭換算)にするとしている。

目次

全人代開催 ～新五か年計画を採択～	1
【会務報告】2025年度第六回理事会を開催	2
【中国実務セミナー】中国現法の不正とその対策 ～日本本社が監査すべきポイント～	3
交流記録	3
2025年 中国の国民経済	4
【寄稿】改正会社法施行後の現状について(後編)	7

【今の中国】ショート動画時代の中国ビジネス環境の変化 ——価値創造の可視化による取引の加速	12
滄州デスクNEWS	15
常州デスクNEWS	15
錫山デスクNEWS	16
江門デスクNEWS	16
中国人訪日数の推移	17
中国短信	17
中国経済データ	19

2025年度第六回理事会を開催

3月17日(火)午前、名古屋商工会議所ビル会議室Dにおいて標記理事会を開催した。

開始冒頭、司会者より理事会運営規則第7条に規定する定足数を満たし、理事会が成立している事を報告。続いて嶋尾会長が「今月5日から12日まで、中国の国会にあたる第14期全国人民代表大会第4回会議が開催された。李強首相は政府活動報告で、今年の経済成長率目標を『4.5～5.0%』に設定すると表明し、直近3年間の目標の『5.0%前後』から引き下げた。中国では、コロナ禍以降、長引く不動産不況など多くの課題に直面する中、4%台への減速を容認せざるを得ない。

財政赤字は昨年同様に国内総生産比で『4%前後』とし、赤字規模は前年比で2,300億元増の5兆8,900億元と積極的な財政政策を継続するとしており、景気減速の危機感が高まっていることを示していると思う。

中国では、2026年から2030年まで第15次5か年計画として、中国の社会主義現代化強国の建設に向けた中期的国家戦略が実施される。この5か年計画期間に育成していく集積回路、航空宇宙、バイオ医薬、低空経済、新型エネルギー貯蔵、スマートロボットの6大新興基幹産業と量子技術、バイオ製造、グリーン水素と核融合エネルギー、ブレン・コンピューター・インタフェース(BCI)、エンボディドAI、6Gの6大未来産業があり、引き続き、視察・交流の中で注目して行きたいと思う。

最後に、日中関係は高市総理の発言により、大変厳しい状況が続いており、改善の兆しが見えない中であるが、この様な時こそ、民間での交流を絶やすことなく、経済交流・人的交流を継続して参りたいと思うので、皆様のご協力をお願いしたい」と挨拶した後、嶋尾会長が議長を務め議事進行を行い、大野専務理事より下記議案の説明を行い、審議の結果、異議なく承認された。



第1号議案 新入会員の承認について

①会 員 名：太平洋精工(株)

事業内容：自動車用ヒューズの開発・製造、
精密金属プレス加工・金型製作

②会 員 名：聖風技術(株)

事業内容：垂直軸風力発電エネルギー事業関連の
技術開発など

第2号議案 協議員の一部変更について

退任 野村 得之 愛三工業(株) 取締役社長

但田謙太郎 トヨタ自動車(株)

TMCI・IEM - JAPAN室長

新任 加藤 貴己 愛三工業(株) 社長経営役員

斎藤 万里 トヨタ自動車(株)

TMCI・IEM - JAPAN室長

第3号議案

2026年度事業計画案及び収支予算案

事業計画については、これまで通り会員企業の対中ビジネスに対し、各種相談に対応すること、中部経済界訪中団、中国港湾物流視察団、第31次中国自動車産業視察団を派遣することや、セミナー事業の推進、部会活動の展開、業務提携の強化、中国総領事館との連携強化に積極的に取り組むこと、また日中友好事業への協力を行うことが説明され、また26年度の収支予算についても説明を行い、審議の結果、異議なく承認された。

続いて、大野専務より代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告を行った。

中国現法の不正とその対策

～日本本社が監査すべきポイント～

3月10日、当センター中国法律顧問で上海市華鑫律師事務所長の高華鑫(こうかきん)中国弁護士(写真)を招き、標記セミナーを開催した。



テーマは現法の不正を切り口にしましたもので、講師は人事労務、調達、販売、経理、情報管理など中国駐在員が日常業務で直面しうる不正の手口を紹介。

縁故採用は情報漏洩の元凶で、仮に夫婦の両方を雇い、夫婦のどちらかを不正で解雇しても、社内に残ったもう一方の配偶者から社内情報が筒抜けで、被害拡大を招くと言ひ、同時に解雇する必要があると指摘。

調達における典型的な不正である、仕入先からリベート(キックバック)は古くから存在し、中国の商習慣の一部とも言えるほど根深い問題と言ひ、現金、商品券、宝飾品の手渡しと言ったものは序の口で、子女の海外留学費用の負担と言った巧妙な手口まであり、真否の確認は容易ではないと言ひ。対策の一つとして内部通報制度(社外通報制度)があり、大手を中心に活用が広がっているが、通報者に報奨金を出すこと、そして通報後に通報者の地位を企業として保護することで予防効果が高まると助言した。

情報管理の不正としては、営業機密や顧客情報の持ち出しを退職前の社員が行うケースが多く、事務所内でのカメラの設置はもちろん、不正アクセスを防ぐようサーバー上で管理することが幅広く浸透しているとの説明があった。

また不正とは異なるが、日系企業では地元行政による法改正や規制強化に対応できていないケースが散見されるという。法改正や規制強化がある場合、

地元当局である消防局や環境保護局が事前に説明会や研修会を開くことがあるが、日本人駐在者では言葉の壁もあり、現地スタッフに参加させることが一般的。問題はその後で、会の内容が現地スタッフから報告されていないために、結果的に法改正や規制強化の内容を企業として消化できていない状態にあるという。言葉の壁がガバナンスの壁となっている実態が示された。

終盤には駐在者(日本人)の保護が取り上げられた。講師は上海を拠点とし、これまでも女性問題などで刑事事件に巻き込まれ拘束された日本人の保護に幾度も関わっており、実体験を基にした説明があった。拘束された場合、まず企業として最優先すべきことは通訳の手配という。その理由として、拘束された本人が中国語を話せても、拘置所で使われる中国語は日常会話とは別物であり、日本総領事館に第三者の通訳を紹介してもらう必要があると言ひ。そして本人に対する心身のケアも重要とのことであった。拘置所での接見は、弁護士しか認められておらず、講師は家族や所属先に代わってコミュニケーションはもとより、必要なもの(例:冬場のコート)の差し入れも所属先に代わって行ってきたと言ひ。大手企業ほど日本本社に対する報告や分析を優先しがちであるが、拘束と言ひ緊急事態においては後回しにすべきと指摘があった。

質疑応答では内部通報のあり方、日本本社から中国現法に対する監査のあり方に関する質問があった。監査項目は日本本社が作成したものをそのまま利用しても現地スタッフに理解してもらえなかったり、現地の実態に合わないことがほとんどであり、毎年現地仕様として更新することが肝要と言ひ。

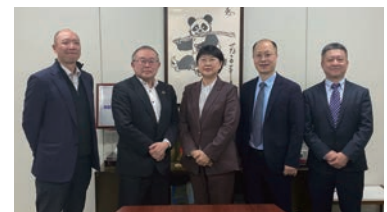
当日は24名が受講した。

交流記録

<北京真友堂国際技術發展有限公司>

3月6日、北京真友堂国際技術發展有限公司の白文花董事長兼総経理、閻攀経理、許寧経理の3名が来訪した。同社は2022年4月以降、当センターの業務委託先として中国での連絡業務を担っている。

当センターでは本年初の中国本土からの来訪受入となった。



2025年 中国の国民経済

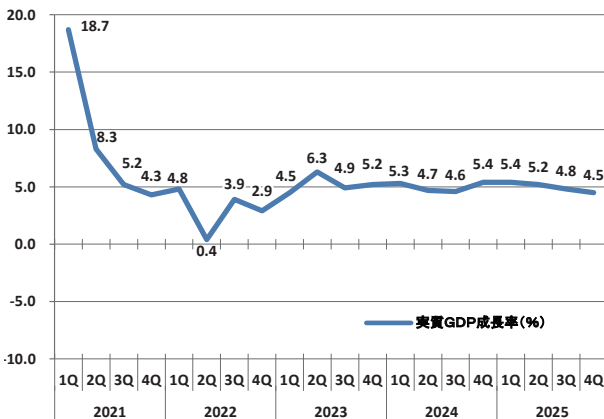
中国国家统计局は2月28日、「中華人民共和国2025年国民経済及び社会発展統計公報」を発表した。以下、主要指標等を抜粋し掲載する。

◇国内総生産(GDP)

2025年の国内総生産(GDP)は、本紙2月号で速報値を掲載した通り、前年比(以下同)5.0%増の140兆1,879億元だった。

四半期ベースでは、第1四半期が前年同期比(以下同)5.4%増、第2四半期が5.2%増、第3四半期が4.8%増、第4四半期は4.5%増だった。

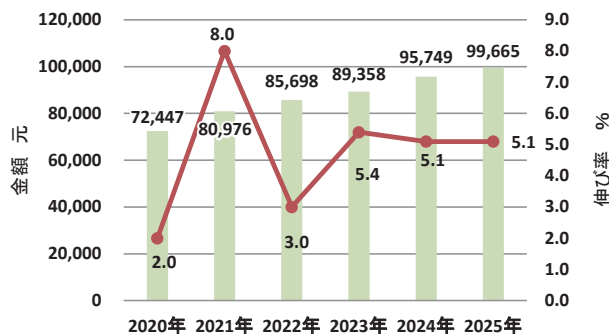
<四半期毎のGDP推移>



産業別では、第一次産業が3.9%増の9兆3,347億元、第二次産業が4.5%増の49兆9,653億元、第三次産業が5.4%増の80兆8,879億元で、それぞれの産業が全体に占める割合は、第一次産業が6.7%、第二次産業が35.6%、第三次産業が57.7%となった。

一人当たりのGDPは、5.1%増の9万9,665元だった。

<一人当たりのGDP推移>



◇就業・失業

2025年末の全国就業者は7億2,504万人で、うち都市部での就業者は全体の65.6%を占める4億7,535万人だった。

都市部の新規就業者は前年から11万人増加の1,267万人で、年間目標であった「1,200万人前後」を達成した。一方、全国都市調査失業率の平均値は5.2%で、うち都市部登録失業率は5.1%となった。

2025年の農民工総数は前年比0.5%増の3億115万人で、うち地元の農民工は0.1%増の1億2,109万人で、出稼ぎ農民工は0.8%増の1億8,006万人となった。

◇物価

年間の消費者物価指数(CPI)は前年と変わらなかった。

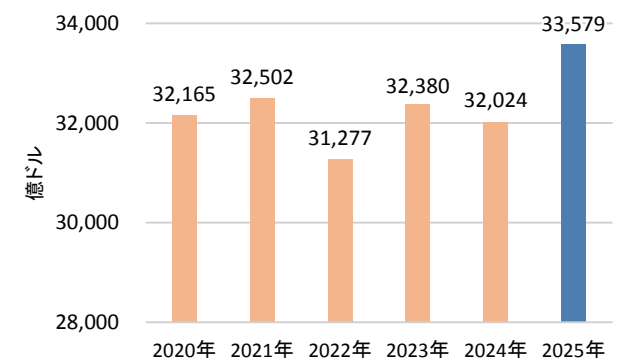
<消費者物価指数>

項目	前年比(%)
消費者物価指数(CPI)	0.0
都市部	0.1
農村部	▲0.2
食品、たばこ、酒	▲0.7
衣服	1.5
居住(家賃、修繕、燃料費を含む)	0.1
生活用品及びサービス	0.9
交通及び通信	▲2.6
教育・文化・娯楽	0.8
医療・保健	0.8
その他用品及びサービス	9.3

◇外貨準備高

昨年末時点での外貨準備高は、前年から1,555億ドル増加し、3兆3,579億ドルだった。

<外貨準備高の推移>



◇農業

食糧総生産量は1.2%増(838万トン増)の7億1,488万トンだった。

食肉全体(豚・牛・羊・家禽肉)の生産量は4.2%増の1億72万トンだった。

◇工業

年間の全工業生産額(付加価値ベース)は、前年比5.8%増の41兆6,826億円となった。一方、一定規模以上(年間売上高が2,000万元以上)の工業生産の伸び率は5.9%増だった。

<主要工業製品生産量>

項目	単位	生産量	前年比(%)
糸(紡績用)	万ト	2,215.8	▲0.1
布	億m	306.7	0.2
化学繊維	万ト	8,701.1	4.9
カラーテレビ	万台	20,273.9	▲2.6
家庭用冷蔵庫	万台	10,924.4	1.6
エアコン	万台	26,697.5	0.7
原炭	億ト	48.5	1.4
原油	万ト	21,608.7	1.5
天然ガス	億m ³	2,620.6	6.3
発電量	億kW/h	105,752.5	4.8
うち火力発電	億kW/h	63,271.5	▲0.7
水力発電	億kW/h	14,616.7	2.5
原子力発電	億kW/h	4,852.3	7.6
風力発電	億kW/h	11,279.2	13.1
太陽光発電	億kW/h	11,732.4	39.8
粗鋼	万ト	96,081.2	▲4.4
鋼材	万ト	144,612.1	3.1
10種非鉄金属	万ト	8,175	3.9
セメント	億ト	16.9	▲6.9
硫酸	万ト	11,081.6	4.5
カ性ソーダ	万ト	4,653.5	5.0
エチレン	万ト	4,150.8	6.4
化学肥料	万ト	6,480.8	7.1
自動車	万台	3,477.8	9.8
うち新エネルギー車	万台	1,652.4	25.1
集積回路	億個	4,842.8	10.9
モバイル通信端末	万台	154,123.9	▲5.8
マイクロコンピュータ	万台	33,186.1	▲2.9
工業用ロボット	万台	77.3	28.0
太陽光発電用ガラス	万m ²	316,135.4	3.4
充電バイル	万个	574.5	11.0
3Dプリンタ	万台	521.1	52.5

企業形態別では、国有企業が4.6%増、株式制企業6.3%増、外資系企業(香港、マカオ、台湾企業を含む)3.9%増、民営企業5.3%増となった。分類別では、採鉱業が5.6%増、製造業が6.4%増、電力・熱・ガス及び水の生産、供給業が2.3%増だった。

◇貨物・旅客輸送量

通年の総貨物輸送量は3.2%増の596億トンで、港湾貨物取扱量は4.2%増の183億トン、うち外国貿易貨物は4.7%増の57億トンで、コンテナ取扱量は6.8%増の3億5,447万TEUだった。

一方、総旅客輸送量は、0.3%増の延べ171億人だった。

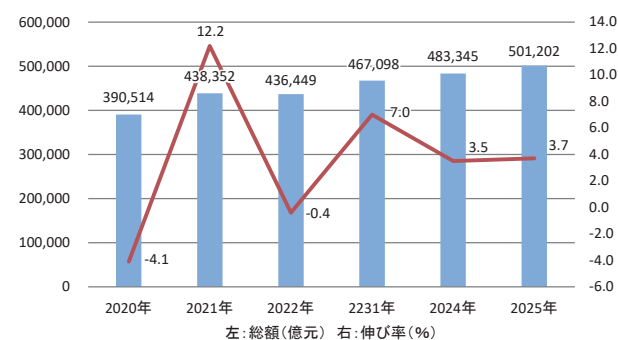
<貨物・旅客輸送量>

項目	単位	輸送量	前年比(%)
貨物 総輸送量	億トン	596.7	3.2
うち鉄道輸送	〃	52.8	2.0
道路輸送	〃	432.9	3.4
水上輸送	〃	101.2	3.2
航空輸送	万トン	1,017.2	13.3
旅客 総輸送量	億人(延べ)	171.2	0.3
うち鉄道輸送	〃	46.0	6.7
道路輸送	〃	114.9	▲2.4
水上輸送	〃	2.6	▲0.1
航空輸送	〃	7.7	5.5

◇消費

通年の社会消費財小売総額は3.7%増の50兆1,202億円で、うち都市部の社会消費財小売総額は3.6%増の43兆2,972億円で、農村部は4.1%増の6兆8,230億円となった。

<社会消費財小売総額の推移>



一定規模以上の企業の商品小売額の内、食糧・食用油類が9.3%増、飲料類が1.0%増、酒・たばこ類が2.7%増、服装・靴類等が3.2%増、化粧品類が5.1%増、金・銀・宝石類が12.8%増、日用品類が6.3%増、家電・音響機材等が11.0%増、文化・オフィス用品類は17.3%増、家具類が14.6%増などとなった。

消費分類別にみると、商品小売額は3.8%増の44兆3,220億円、飲食業関連の収入は3.2%増の5兆7,982億円だった。

全国のオンライン小売売上高は5.2%増の13兆923億円で、社会消費財小売総額の26.1%を占めた。

◇固定資産投資

固定資産投資(農業を除く)は、3.8%減の48兆5,186億円だった。

地域別では東部が8.4%減、中部が2.7%減、西部が1.3%減、東北が15.5%減だった。

産業別では、第1次産業は2.3%増の9,570億円、第2次産業が2.5%増の17兆7,368億円、第3次産業が7.4%減の29兆8,248億円だった。

<業種別固定資産投資成長率>

業種	前年比(%)
農業・林業・牧畜業・水産業	▲0.8
採掘業	2.5
製造業	0.6
電力、熱力、ガス及び水の生産供給業	9.1
建築業	▲22.2
小売・卸売業	5.6
交通運輸、倉庫及び郵政業	▲1.2
宿泊及び飲食業	5.5
情報発信、ソフト及び情報技術サービス業	8.8
金融業	7.2
不動産業	▲17.5
リース・ビジネスサービス業	▲4.3
科学研究及び技術サービス業	▲15.1
水力資源・環境及び公共施設管理業	▲8.4
住宅サービス、修理、その他のサービス業	0.9
教育	▲8.3
衛生及び社会奉仕	▲12.3
文化、スポーツ及びレジャー業	▲3.8
公共管理、社会保障及び社会組織	5.7

◇外資導入

年間の外資導入件数は、19.1%増の7万392社で、直接投資実行額は9.5%減の7,477億円だった。

うち、「一帯一路」協力国からの投資件数は、14.7%増の1万9,756社で、投資金額は1.9%増の1,168億円、ハイテク産業への外資導入額は15.6%減の2,418億円だった。

<業種別外資導入額>

業種	金額(億円)	前年比(%)
農業・林業・牧畜業・水産業	15	▲44.5
製造業	1,855	▲16.1
電力、熱力、ガス及び水の生産供給業	243	▲14.5
交通運輸、倉庫及び郵政業	88	▲21.1
情報発信、ソフト及び情報技術サービス業	440	▲16.3
小売及び卸売業	514	▲11.9
不動産業	218	▲46.2
リース・ビジネスサービス業	1,896	4.5
住宅サービス、修理、その他のサービス業	20	▲43.3
総計	7,477	▲9.5

一方、対外非金融直接投資総額は1.6%増の1兆

404億に達し、このうち、「一帯一路」協力国への非金融直接投資は18.0%増の2,834億円だった。

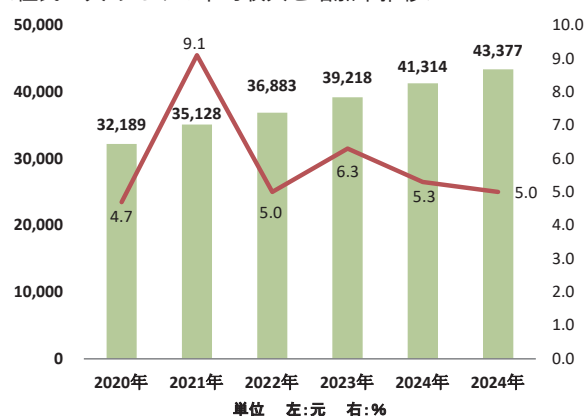
◇所得・支出

全国住民の1人当たり可処分所得は4万3,377円で、名目で5.0%(実質5.0%)増となった。全国住民1人当たり可処分所得の中位数(中央値)は3万6,231円で4.4%増だった。都市部住民の1人当たり可処分所得は5万6,502円、名目で4.3%(実質4.2%)増となった。農民部住民の1人当たり可処分所得は2万4,456円、名目で5.8%(実質6.0%)増加した。

<住民収入>

項目	2025年実績	前年比(%)
全国住民の1人当たり可処分所得(元)	43,377	5.0
※中央値	36,231	4.4
都市部住民の1人当たり可処分所得(元)	56,502	4.3
※中央値	51,115	3.7
農村部住民の1人当たり純収入(元)	24,456	5.8
※中央値	20,711	5.6
都市・農村1人当たりの可処分所得格差	2.31 : 1	0.03P縮小

<住民一人あたりの平均収入と増加率推移>



一方、全国住民の一人当たりの消費支出は2万9,476円、名目で4.4%増(実質4.4%増)となった。その内、一人当たりのサービス性支出(飲食サービス、教育・文化娯楽、医療サービス等各種生活サービスの支出)は1万3,602円と4.5%増で、一人当たりの支出に占める割合は46.1%となった。

<住民一人当たりの支出額及び構成>

項目	金額(円)	比重(%)
食品・酒・たばこ	8,631	29.3
居住	6,397	21.7
交通・通信	4,306	14.6
教育・文化・娯楽	3,489	11.8
医療・保健	2,573	8.7
生活用品・サービス	1,667	5.7
衣類	1,554	5.3
その他用品・サービス	859	2.9

改正会社法施行後の現状について(後編)

弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤 力

前回に引き続き、《外商投資法》施行にかかる移行期間の満了(2024年12月末)前後の状況と、これと絡み合っている《会社法》改正施行(2024年7月1日)前後の状況を振り返りながら、法改正による実務の現状と今後の見通しについて述べたい。

五、出資払込・現物出資と持分譲渡

1. 会社法改正施行前後の状況

今回の会社法改正においては、上記の払込期限に関する規制の復活とともに、持分譲渡に関する重要な条文が追加された。すなわち、

- ①払込期限未到来ゆえに出資払込未了となっている持分を譲渡した場合
- ②-1 その時点で既に払込期限を徒過している払込未了の持分を譲渡した場合
- ②-2 現物出資した財産の価額が引き受けた出資額を著しく下回った株主が持分を譲渡した場合

これらの場合について、「譲渡人及び譲受人は、出資の不足する範囲内において連帯責任を負う。」という新たな規定が設けられたのである。

つまり、出資払込が未了の持分があるときに、これを第三者に譲渡したとしても、それだけでは払込に関する責任を逃れることはできないこととなる。

ポイントは、「譲渡人」と「譲受人」の両方が、連帯責任を負うという部分である。従来、出資払込未了の持分を譲渡することは実務上よく見られたが、この場合、「譲渡人」としては、持分を譲渡した後に譲受人がその払込未了部分について期限どおりに払い込みをするかどうかについては、あまり関心を持っていない場合が多かったように思われる。しかし、この条文が明示するところは、持分譲渡後に譲受人が払込をしない場合、既に株主でなくなった譲渡人がなお責任を負うということであり、これは実際の実務の感覚からすると、かなり大きな意識の変更を求められる改正点の一つである。

また、現物出資については「譲受人」側での問題が

大きい。持分を買収する際には通常、日系企業であればデュー・ディリジェンスを行い、払込が適切になされているかどうかの確認をしたうえでその持分を譲り受けることが多いと思われる。しかし、実務上、現物出資にあつては、実際に出資に代えて会社名義に移転された各種財産の価値がどうであったかについては、当時の資産評価報告書などを通じて把握することができる場合はよいが、容易に確認ができない場合もある。「譲受人」としては、自らが取得する持分は当然、(現物出資により)払込済みの状態であることを前提にして持分を取得しているわけであるから、後日、会社債権者などから現物出資資産の評価についての疑義が呈された場合、予期しない責任を負わされてしまいかねない。

2. 施行直後の混乱状況

上記の改正は、改正会社法の施行前後、比較的大きな混乱をもたらした。

その原因は、「譲渡人」に予想外となる負担を生じさせる可能性のある左記①に関する条文が、「持分譲渡が施行日より前であっても」遡って適用される、というルールが示されたことである(法積[2024]7号の第4条第1号)。このことから、これまで会社にも現在の株主にも資力がないうえに債権回収が進まなかった事例について、新たに、「以前に株主であった者」に対しても責任追及ができる余地が生まれた形になってしまい、過去の株主が予想外の請求を受ける事態が生じた。

3. 2025年に入ってからの状況

しかし、この混乱を受けて、2024年12月24日、最高人民法院が改めて、左記①のケースには改正会社法(新法)を適用しないとする意見を示したため(法積[2024]15号)、この問題についてはいったん収束するに至った。

一方で、将来に向けては、2025年9月30日に新た

に公表された司法解釈の意見募集稿において、現物出資された財産の価値について人民法院が改めて資産評価機構による評価を行うことができることを規定する条文などが盛り込まれている状況にあり、引き続き制度面で流動的な部分がある。

4. 今後の見通し

上記のとおり、施行直後の混乱は収束したとはいえ、改正会社法では持分譲渡にまつわる譲渡人・譲受人の責任が強化されていることは変わりがない。とりわけ現物出資については、出資後の市場の変化などによる価値減少は問題ないが、出資時にそもそも価値が不足していたのではないかと疑念が生じた場合、現在及び過去の株主が責任を問われる可能性がある状況となっている。

持分譲渡がかかわる買収や再編などの取引においては、従来よりも払込の実際の状況に留意すべきこととなっており、出資払込の管理、特に現物出資については過去の運用を振り返り、また見直す必要が生じているように思われる。

六、出資払込の瑕疵に関する董事の責任

1. 改正法施行前後の状況

改正会社法では、株主による出資払込の照合調査や、出資が払い込まれていない場合の株主に対する払込催告について、董事会にこれらを行う義務を負わせ、またその義務の履行を怠った場合には董事が賠償責任を負うことを新たに明文で規定した(改正会社法第51条)。出資の不正引き出し、つまり法律上の根拠なく、出資した金銭その他の財産を株主が会社から取り戻すことについても、これに協力した董事、監事、総経理などの高級管理者が個人として連帯賠償責任を負うことが明記された(同第53条)。

2. 施行後現在までの状況

上記の改正会社法で新たに条文が設けられた内容のうち一部は、従前から司法解釈等において別途規定されていた部分があり、会社法改正の議論が進むに合わせて債権回収業務に携わる弁護士の間でも徐々に認知・浸透されて、董事個人が被告とされる事例を目にする機会も増えてきていた。日系企業においても、主に中外合弁企業において、経営状況が悪化して取引先等に対する支払が滞った場合、会

社債権者から会社が訴えられるとともに、董事個人も被告として合わせて訴えられる事例が出てきていた。

そのため、改正会社法の施行に伴って、さらにこのような事例が目立って増えることが懸念されたが、筆者個人の知る限りでは、現在のところ、施行前と比べてそれほど大きな変化は見られない。

但し、この点についても、2025年9月30日の意見募集稿において新たな条文で具体化が図られているところであり、負担付きの財産や犯罪収益により出資した場合など、出資にかかわる多様な規定を置いているほか、失権手続(払込がない持分を消滅させる手続)の活用を含め、董事の義務の範囲に属するものとしている。

3. 今後の見通し

今回の会社法改正においては、会社の資本・財産の充実・維持と債権者の保護に重きが置かれており、これに関する責任が董事により履行されることが期待されている。日系企業各社において、董事に任命された各位が実際に出資の払込状況について関心を持つのは、主にキャッシュフローなど事業面からの観点によるものと思われるが、さしあたりの事業に必要ななくとも、払込期限が到来したのに払込がなされていない持分を放置することは危険を伴うので、払込期限を延期する手続をとるなど適切な対応を講じられるようお願いしたい。

七、利害関係のある董事の表決参加

1. 改正法施行前後の状況

改正会社法では、董事、監事及び高級管理者は、直接又は間接に自社と契約を締結し又は取引をする場合や、会社に属する商業機会を自ら又は他人のため取得しようとする場合、会社と同類の業務を自営し又は他人のため経営する場合などの場面において、董事会又は株主会の決議による承認を経るにあたり、関連董事は、表決に参加してはならないことを新たに明文で規定した(改正会社法第185条)。

中国にある日系企業各社においては、日本の親会社をはじめとして、グループ内の関連会社との取引を行う機会は少なからず存在すると思われる。このとき、中国子会社の董事や総経理が日本親会社の株主や役員である場合には、条文から見ると、形式的には「直接又は間接に自社と契約を締結し又は取引

をする場合」に該当し得る。また、複数の中国子会社において董事や総経理を兼任している場合には、ある一つの取引についてどちらの会社で受注するかかの判断一つをとっても、形式的には、常に「会社」に属する商業機会を自ら又は他人のため取得しようとする場合」になり得るといえる問題があるし、中国国内において別の関連会社を設立し又は新たな合弁事業を行うために別会社の董事や高級管理者に就任しようとする場合にも、「会社と同類の業務を自営し又は他人のため経営する場合」に該当するのではないかという問題がある。

したがって、この条文の射程を形式的に見た場合には、多くの場面で董事が表決に参加できなくなってしまう。実務における董事会の招集開催や決議書・会議記録の作成などの面でも、従来とは運用を変更する必要があるのかが問題となる。

2. 施行後現在までの状況

この点について、現在までのところでは、利害関係のある董事が表決に参加したことをもって、それ自体をもって直ちに決議の無効や董事による賠償義務を認めた裁判例には接しておらず、施行前後で特段の変化は見られない。実務の面においても、会社登記機関への申請等のため作成・提出する決議書については基本的に株主や董事全員の署名が求められている運用に変わりはないため、上記の改正にかかわらず、全員が署名する運用が維持されているようである。

2025年9月30日に新たに公表された司法解釈の意見募集稿においても、特段この点についての規定は見られなかった。

3. 今後の見通し

上記の状況からすると、この利害関係のある董事の表決参加に関する条文については、実務的には、M&Aなどの重要な決議事項でない限り、今のところあまり厳密に考慮する必要は事実上ない場合が多いものと考えている。もっとも、今回の会社法改正では、董事、監事及び総経理などの忠実義務や会社との間の利害相反に関する規定が拡充されたこと、また、従業員代表董事など従業員の関与に関する部分も拡充されたことからすれば、今後も新たな裁判事例などが出てくることも考えられるので、引き続き実務の動向を注視したい。

八、出資比率によらない減資、自社株買い

1. 改正内容

減資についても、今回の改正では比較的実質的な改正点の一つとなっている。また、既に述べた出資払込期限の問題とも関連して、払込未了の持分がある場合にその払込をせずに済ませようとするれば、持分譲渡をすることは解決策にならないので(譲受人が払い込まない場合、譲渡人もなお補充責任を負うから)、この場合の選択肢としては減資を選択せざるを得ないという事情もある。

とりわけ、今回追加された条文として、減資を行う場合には原則として出資比率に基づいて全株主の持分を按分で減少させることを原則としつつ、全株主の合意によって異なる比率での減資も行うことができる旨が明文化された点(改正会社法第224条第3項)は、実務における大きな変化となり得る。

従来、減資についての条文は比較的に少なく、外商投資企業については過去、制度上、減資には審査認可が必要であり、通常は認可されなかった時代が長かった。これには、外商投資プロジェクトの認可にあたってフィージビリティスタディ報告書等を通じて計画されていた投資が実行されることが強く求められていたことや、資本項目の外貨管理システムにおいて資本の海外への還流が強く規制されていたことなど関連する周辺制度も影響していた。一方で、中国内資企業においては比較的に柔軟に減資を行うことが許容されている状況が見られた。

その後、2016年10月以降、審査認可制からネガティブリストによる管理へと外商投資企業に関する制度が大きく転換したことを受けて、外商投資企業においても徐々に減資を活用できるようになり、実際にこれによる投資回収を行う事例もよく見られるようになった。

そのうちには、合弁会社の複数の株主のうち1社だけが抜ける形での減資(中国語では「定向減資」という。)を行う、いわゆる自社株買いに近い形態も見られたが、とはいえ、地方によってはなお取扱いに差があり、このような特定の株主に対してのみ行う減資については取扱いが不統一であった。しかし、出資比率によらない減資を認める条文が追加されたことにより、改正施行前の状況としては、さらに柔軟な減資の活用が認められるようになるのではないかという期待が生じていた。

2. 現状及び実務上の留意点

では改正会社法の施行後、実際にはどうなったかと言えば、残念ながら、期待したような統一的な取り扱いが形成されるには至らず、なお地方ごとに異なる取扱いがなされる状況にある。もちろん、出資比率によらない減資が認められない場合であっても、いったん他の株主に対して持分譲渡を行って、その後他の株主らが減資を行うという二段階に分けることで、結果としては同じ状況を実現することができるので、実際にはそれほど差異が大きいわけではないのであるが、手続的には予定どおりに進まないことがあるので、実務上は留意しておくべきところである。

また、2025年9月30日の意見募集稿においては、違法な減資がなされた場合についても、故意又は重大な過失のある董事、高級管理者につき賠償責任を負うべきことを定めている。したがって、上記のように会社登記機関の窓口における処理がどうあれ、実際には欠損があるのにそれを填補しないまま株主への分配を行ったり、株主の払込義務を免除するような減資を行ったりした場合など、当該株主はもちろん、これにかかわった董事や総経理など個人も、会社や会社債権者に対して賠償責任を負担するような事態も生じ得る。

今回の会社法改正では、全体的にはやはり会社債権者の保護が重視されているので、減資に関しても会社債権者に対する考慮も引き続き求められるものと考えられる。

九、少数株主の買取請求権

1. 改正内容

改正会社法では、「会社の株式支配株主が株主としての権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を重大に損なった場合」に少数株主からの持分買取請求権を認めることを新たに規定した(改正会社法第89条第3項)。

この条文は非常に曖昧・抽象的であり、しかも、従来の裁判例においても論じられたことの少ない新しい制度を持ち込んだものであって、具体的にどのような場面で適用されるのか、非常に予測しづらい。日本企業側においては、出資比率において多数を占めている場合でも、多くの場合には中国側パートナーの意向を尊重し、合意に基づいて運営しているものと思われる。しかし、一部には経営上の意思

決定について日本側がほぼコントロールしているような事例も見られるので、どのような会社運営が「支配株主による権利の濫用」に該当するのかが不明であることは一つの不安材料であった。

そこで、これに関するさらなる詳細なルールや基準が人民法院から示されることが期待されていた。

2. 実務上の留意点

この点、改正会社法の施行前後には特段の解釈等が示されることはなく、実務においても、直ちには少数株主からの買取請求が多発するような状況には接していない。

しかしながら、2025年9月30日の意見募集稿では、この点について、少数株主が経営管理に関与できない、収益を享受できないなどの投資の目的を実現できない場合について、この持分買取請求を認めることを規定し、《会社法》の条文よりは一步進んで、少数株主による権利行使をしやすくする方向となっているように見受けられる。

したがって、今後の企業運営にあたっては、株主会や董事会の会議記録を適切に作成・保管しておくことによって、《会社法》の定めに基づいて企業運営を行っていることが随時に説明可能なようにしておく事務的な管理の充実が求められるように思われる。

十、登記手続のデジタル化と実名認証

1. 手続における変化

《外商投資法》や《会社法》改正とは直接的な関係はあまりないものの、これらと同時期に制度の改正が進み、実務においても大きな影響を及ぼしている事項として、登記手続のデジタル化と実名認証の運用厳格化による実務面での変化が大きい。この機会に合わせてご紹介したい。

2024年1月1日から、市場監督管理総局は新バージョンの登記登録身分検証システムの運用を開始し、登記申請時における関係者・企業の身分確認を強化してきている。これに先立って、2022年3月1日から施行されている《市场主体登記管理条例》に基づき、登記時における身分情報の確認検査が行われるようになっており、①法定代表者、②有限責任会社の株主、③会社の董事・監事・高級管理者について、顔認証などの方法による本人確認が行われるようになっていたところであるが、システムの運用開

始に伴い手続の変化が目立つようになった。

日系企業にとって、外国人の自然人株主、高級管理者、董事、監事が中国で身分確認を行うことは、オンライン・オフラインを問わず一定の不便を伴う。従来はパスポートのコピーを提出すれば足りたところ、そのコピーに本人が署名することを求められるようになり、さらには、2023年11月以降はハグ認証文書(アポストイーユ)の提出が求められることも多くなっている。しかも、確認のしかたは地方によって異なる部分もあり、外国にいたとしてもWeChatアプリのミニプログラムを使った写真や動画による認証が求められる場合もあるなど、変化が大きい。

2. 実務上の留意点

とはいえ、このような変化は、通常の場合であれば特段の支障を生じることはなく、手続が従来とは異なることによる若干の手間が生じることを除けば大きな問題はない。

しかし、特定の場面においては、上記の実名認証に関する取扱いの変更によって、手続そのものを行うことができなくなることや、それに至らずとも手続が大幅に遅延することがあり得る。

例えば、一つの例としては、長年にわたって株主や董事の変更に関する手続を怠ってきたために、もはや登記手続ができないという問題に出会うことがある。持分譲渡による株主変更を行おうとするなど重要な取引の場合はもちろんであるが、今回の《外商投資法》に基づく定款変更などの手続だけを行いたい場合でも、関係書類に署名すべき者が音信不通となっている、場合によっては既に逝去してしまっているなどの事情で、手続に苦勞する場面は実際に生じている。

このような場合、過去においては会社登記機関の窓口において相談のうえ、一部の者に関して署名が得られないような場合であっても、「状況説明書」や「承諾書」を提出することで登記手続を受理してもらうことができ、ある意味では融通の利きやすい部分があった。

これに対して、現在はシステムによって統一的な運用が行われており、当然ながらこれらシステムは中国国内に在住する中国国籍の個人をメインに想定して設計されているので、中国から見ると外国に居住する外国人である我々にとっては利用できない部分もある。中国国内の銀行口座や携帯電話番号があれば手続しやすいが、そうでない場合には会社登記

機関の窓口担当者との調整が必要になる。

この問題は今後もおそらく解消しづらいので、役員選任時にはなるべく人数を少なく、かつ中国の携帯電話番号を持っている方々を候補とすることなどを考慮いただく方が便利かもしれない。また、当然ながら、登記事項の変更があるときにはタイムリーに変更登記手続を行っておくことが、将来に余計な負担や障害を残さずに済むことにつながるので、現地でのこまめな対応をお願いしておきたい。

十一、おわりに

最後になってしまったが、本稿は当職が実務に携わる過程で出会った問題点や事例に基づき作成しているものであり、法改正に関する事項を網羅的に扱ったものではなく、また必ずしも重要度の順に取り上げたものでもない。

加えて、2026年1月時点で当職が把握している情報に基づいて作成しているため、本稿が掲載した時点では法令の改正や実務的な取扱いのさらなる変化があり得る旨、予めご容赦いただきたい。なにより、「今後の見通し」として記載した部分については多くがもっぱら筆者個人の考えによるものであって、想像の域を出ない部分が多い。

ただ、このごく限られた知見に基づく範囲だけを見ても、《外商投資法》にせよ《会社法》にせよ、まだまだ実際には全ての事項が明確にされているわけではなく、実務上の対応によってカバーしていく必要がある部分があることについては、ある程度お伝えすることができたのではないかと期待している。

本稿が何らかの形で日系企業各社の中国における事業運営の一助となることを願いたい。 以上

<執筆者プロフィール>

弁護士法人キャストグローバル
大阪事務所代表
弁護士 金藤 力
(かねふじ ちから)



1975年大阪市生まれ。1998年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録。法律事務所、企業での勤務を経て、2010年から上海、2014年から北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップでのコンサルティングサービスを提供している。2019年中小企業診断士登録(現在は活動休止中)。著書「弁護士が語る中国ビジネスの勘所」(きんざい 2020年1月)。

ショート動画時代の 中国ビジネス環境の変化

—— 価値創造の可視化による取引の加速

東海日中貿易センター中国連絡処

「ウィーチャット」(微信/WeChat)は、中国のテンセント社(騰訊)が開発・運営する、月間アクティブユーザー 14億人を超える世界最大級のスーパーアプリである。この「ウィーチャット」の普及に伴い、且つ2020年1月に「ショート動画」の機能が追加されたことにより、中国社会は本格的な「ショート動画時代」を迎えることになった。

「ショート動画」が登場してからこの5年間、中国のビジネス環境は徐々に変化を迎えて来た。マクロ的に見ると、最も注目し値するところは、「ショー

ト動画」の可視化による取引の加速である。具体的な事例で見ると、以下の通りである。

■中国無形文化遺産の登録商品の制作過程の披露

「ウィーチャット」・動画号・「帰郷人山白」が発表した中国無形文化遺産の登録商品を手作業で制作しているショート動画は10万人以上の注目を浴びた(スクリーンショット1~2)。

例えば、龍泉窯の青磁制作プロセスをショート動画で見せることにより、一般人がその制作過程にお

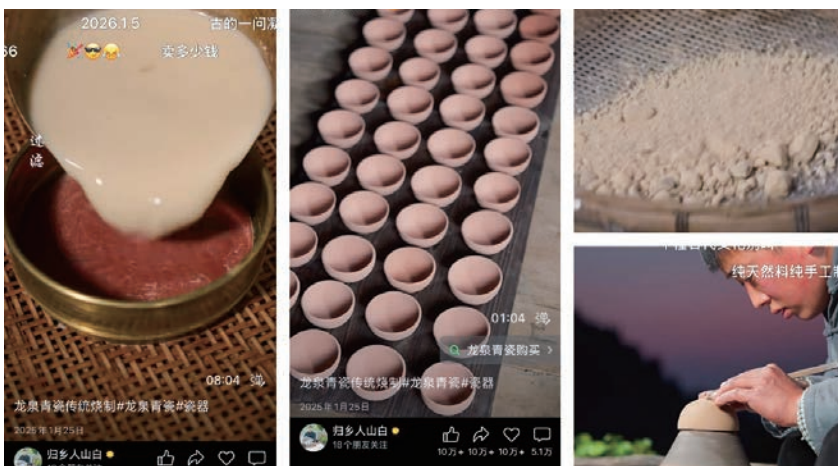
ける手作業の苦勞が分かり、且つその商品の大事さや美しさに共感するのである。従って、手に入れたい気持ちが湧いて来た人は、商品欄で購入出来る。

この「帰郷人山白」の名義下では、複数の中国無形文化遺産の登録商品のショート動画が披露されている。宣紙、活版印刷、木版画、牛皮太鼓、竹骨麻雀牌、伝統的な絹、青雲糸、ミャオ族のろうけつ染め、千層底、筆、麻紙、黒紙扇子などの工芸品だけではなく、ロバ皮ゼラチン、葛根の粉末、伝統的な毛尖茶などの食品も紹介されている。

尚、動画号「鏡頭下的非遺画家(レンズを通して見る無形文化遺産の画家)」と名乗るあるハンドメイド作家は、「錘揲(錠目打ち)」という中国の伝統的な金属加工技法を以って、材料特性を利用して、錠で繰り返して表面を叩いて綺麗な画面を成形する創作プロセスをショート動画で披露



スクリーンショット1



スクリーンショット2



スクリーンショット3

して、10万人以上の絶賛を集めている(スクリーンショット3)。

このハンドメイド作家の作品が欲しい人はすぐ商品欄で購入することが出来る。

ある大学の研究によると、中国無形文化遺産の普及において、ショート動画の貢献度が非常に高いと言う。その内、ショート動画の「圧倒的なビジュアル」が最も大きなアトラクションに浮上している。尚、無形文化遺産のショート動画を見るユーザーの年齢分布は圧倒的に20代が多いと言う(図1)。

ショート動画はスマートフォンで見るので、「圧倒的なビジュアル」を好む若者が最も多いのは理にかなっている。

■普通の人が見せる魅力的なライフスタイル

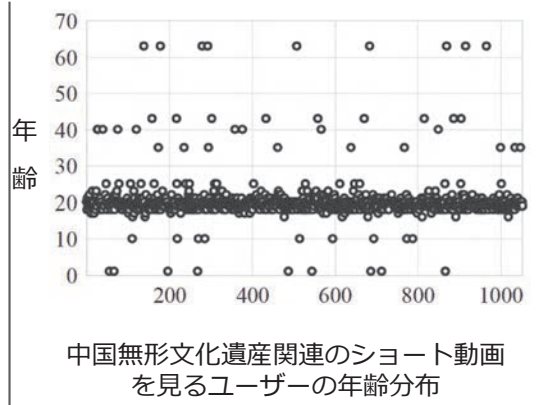
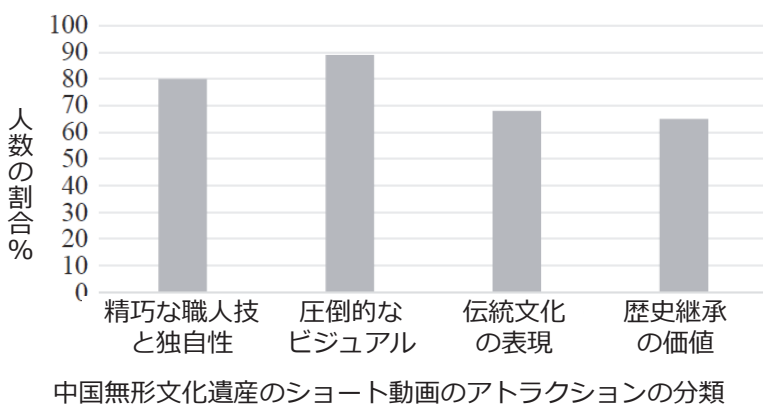
動画号「小東下郷(東さんが農村へ)」は、若い夫婦が自分の生活状



スクリーンショット4

態を披露しているものである。高評価の背景として、夫婦のクリエイティブなライフスタイルへの工夫が焦点になっている。例えば、この夫婦は中古のキャンピングカーを入手して、自分で改造して中国の農村地区を1年間で26,000km走行した経験をシェアしたが、これには「いいね」と「フォロワー数」が10万人を超えている。キャンピングカーの旅は多くの人達の夢でもあるが、時間と金銭的な

ハードルが高く実現出来ていない人が多いのである。この夫婦は自力でキャンピングカーに対して、水・電気・ガスの使用施設を改造し、且つその改造ガイドやハック術をシェアして、実用価値を提供している。特に、キャンピングカーの旅行生活においてネックになっている電気・ガスの炊具の設置方法や水・電気の接続方法やトイレ施設の構造説明や使用方法などを分かりやすく説明して、高い評判をもらっている(スクリーンショット4)。



出所 「ショート動画の中国無形文化遺産の普及への影響要因分析」 計宏偉、顔心怡、羅麗萍、呉海 「南昌航空大学学报：社会科学版」 2025年8月

そして、この夫婦は農村のボロボロの家屋を改造して素敵な生活空間を作ったり、木造家具まで自分で設計・製造して、低コスト・高品質の空間を創造したのである。また、中国各地を回りながら得られた特産物を購入して健康酒やお菓子など、普通の家庭では中々作れない美味しい食品を作る過程も披露している。これは、過去の伝統的な手作りの文化が薄れて行く今の時代において、多くの人々の好奇心と好感を招いている。

注目度の増加に連れて、この夫婦は農村経済へのサポートを目的に、たまに農産物の代行販売を行ったりする。例えば、農村ブルーベリー栽培の企業を助けるために、ブルーベリーの代理販売を行って、企業の売上に貢献している。このような善意のアプローチが顧客の心に響き、ファン化を通じて取引へと結実している。

■古典の智慧を世間に教える仁者

人間は誰でも人生において、逆行に立ち向かったり、どん底に直面したりする時がある。このような場合、如何にして落ち込んだ精神状態から抜け出して、その段階を乗り越えて行くかは個人にとっては非常に大事なことである。儒教・仏教・道教の文化の智慧を研究している一部の智者達が、古典に宿る先人の知恵を広く世の中に伝えるべく、心血を注いでいる。ここで二人の事例を挙げる。

・趙越教授——人生の智慧を伝授

趙越教授は、若いごろカナダのアルバータ大学



スクリーンショット5



スクリーンショット6

で経済学と哲学の博士号を取得し、その後、香港科技大学経営学院の教授を務めて来た。アジアの複数のEMBAの教育評価でトップを占めた人物である。

同氏は中国の優れた伝統文化の智慧を、最初は中国の企業家に教え、その後一般の人達にも教えることを決意したのである。その後、一生の教えの中で積んだ経験を「開心」と言う本に凝縮して販売している。この本は今ベストセラーになって、多くの人達を助けている(スクリーンショット5)。

・崇沛道長——道教の健康智慧を伝授

崇沛道長は、全真龍門宗・第26代目の弟子として紹介されている。最近、道家の立位瞑想や呼吸法、「八段錦」などの伝統的な道教の健康法をショート動画で教えている。

道家の健康法に興味があり、更に勉強したい人は有料で授業を受けることが出来る(スクリーンショット6)。尚、道家の健康の智慧を盛り込んだ商品も販売されている。

総じて言うと、ショート動画時代において、今の中国ビジネス環境は昔と比べて大きく変わっている。つまり、インターネット時代の価値創造の可視化により、本当の付加価値の高いものは、需要者と供給者間で好循環が加速している。変わらないのは、価値創造の根幹にある利他の心である。(終り)



南皮県の無形文化遺産 漬物

滄州市南皮県発祥の伝統的な漬物は、177年の歴史(1849年創業)を持ち、現在は「中国由緒あるブランド」に認定され、無形文化遺産にも登録されている。



現地の職人は、先祖代々受け継がれてきた漬物作りの技術を守り、技術を受け継ぎ、磨き上げてきており、決して手を抜くことはない。今日でも、漬物に使う調味料は90日以上をかけて手作りし、野菜は一つ一つ厳選されたものが細かく刻まれ、3回の漬け込みで49日間を要し、昔ながらの製法で実に素朴な味わいである。



もう一つの無形文化遺産 切り絵

切り絵は中国の民俗芸術の一つであり、無形文化遺産の代表である。2009年にはユネスコの無形文化遺産代表リストに登録された。

切り絵は、紙やその他のシート状の素材からハサミや彫刻刀を使って型紙を切り抜くもので、窓飾り、ドア飾り、壁飾りなど様々な種類があり、祭りや結婚式などの装飾によく用いられ、農村部の女性や高齢者によって作られている。滄州市青県出身の切り絵作家、姚家貴氏は、自宅で熱心に切り絵の技術を伝えている。この高齢の作家は、約3ヶ月かけて100点の今年の干支である馬の切り絵を制作した。



上海で新春交流会を開催

2月26日、常州市党委員会・市政府は上海において、「2026常州—上海経済貿易交流およびイノベーション協力ウィーク」新春交流会を開催した。上海に拠点を置く著名企業・機関の代表約200名が出席し、協力の可能性について意見交換を行い、今後の発展に向けた連携強化を図った。

本協力ウィーク期間中には、計28件の協力プロジェクトの合意が見込まれ、投資総額は194億元を超える見込み。

在上海外国総領事館との新春レセプションを開催

2月25日、常州市は上海において「常州市・在上海外国総領事館新春レセプション」を開催した。20か国以上の在上海総領事館の新旧の友人らと一堂に会し、友好を深めるとともに、協力の可能性について意見を交わ



した。

現在、常州は27か国53都市と友好都市関係を構築し、中日・中イスラエル・中独・中スイスなどのハイレベルな国際協力園区を有し、3,000社を超える外資系法人企業が事業を展開している。さらに、世界500強企業105社が常州に投資しており、700社以上の常州企業が海外へ進出し、対外プロジェクト投資を実施している。

水素化ニトリルゴム工場が竣工・操業開始

合成ゴムのリーディングカンパニー・ARLANXEO(アランセオ)の水素化ニトリルブタジエンゴム(HNBR)常州工場が竣工し、操業を開始した。これは同社にとって常州における3度目の追加投資となる。現在、ARLANXEOの中国における累計投資額は10億米ドル近くに達しており、その90%以上が常州に集中している。

新たに稼働したHNBR工場は、設計年産能力5,000トンを有し、第1期では年間2,500トンの高品質製品を生産する。



開発区の企業紹介

①存融(CENTRON)流体設備
(無錫)有限公司

同社は錫山開発区の中欧産業園ある優良企業で、流体輸送と精密コーティングの中核事業に携わっており、パワーバッテリーなどの分野における製品の改良と技術実装を継続的に推進しており、そのコア技術で新エネルギー産業と自動車産業の質の高い発展を支えている。

国内の新エネルギー車メーカーは、海外ブランドの接着剤塗布装置における金属充填材の摩耗による接着剤漏れが頻繁に発生するという業界共通の問題に直面し、生産能力を著しく制限していた。そこで、同社は率先してこの技術的課題に取り組み、研究開発チームは顧客と緊密に連携しながらこの問題を解決することに成功。この画期的な成果により、同社はBYDとの長期的なパートナーシップを確立できただけでなく、主要機器の国産化を実現。また日本のホンダとの共同開発において、モーションコントロールロジックと材料供

給システムの設計を最適化することで、製品性能は国際的な高水準を完全に満たし、ホンダの認定サプライヤーシステムへの参加に成功した。

②盤古新能源有限公司

同社は、錫山開発区に拠点を置く新興企業で、ナトリウムイオン電池の研究開発と産業化を行っている。設立からわずか3年余りで、中国を代表するナトリウムイオン電池ソリューションプロバイダーへと成長し、2025年末までに、40件の特許を取得。また同社のナトリウムイオン電池は、工業情報化部傘下の中国電子標準化研究所による権威ある試験に合格し、-40℃での容量維持率が80%以上、100℃の瞬間放電にも対応している。

昨年の売上高は前年比200%以上増加。コア製品であるナトリウムイオン円筒形電池は、200万台以上が出荷され、業界全体の出荷量の半分以上を占めた。同社のナトリウム電池は、海外市場で好調な売れ行きを示し、米国、英国、クウェート、ドイツ、デンマークなどの国々に輸出されている。



学校でAIを活用したシステムが導入

3月6日、江門市江海区の学校で、江門市初のAIを活用した「サンシャインラン」システムが導入を開始。このシステムは生徒の顔情報を記録し、生徒が走ると、自動的に顔認識を実行。AIインテリジェントアルゴリズムは、生徒の走行軌跡、距離、時間、ペースなどの情報をリアルタイムで記録し、運動プロフィールを作成するもの。このシステムで、同時に1,000人以上の学生が運動することをサポートでき、教師や保護者は携帯電話を通して生徒の進捗状況を監視できる。また、このシステムを活用することで、教師は生徒の運動記録を分析し、様々な時点での生徒の精神的・身体的健康状態を評価することができ、より科学的な指導が可能となる。

AIを活用した農業

江門市台山にあるスマートファームでは、巨大なAIスクリーンに、土壌水分量、肥沃度指標、農地

のエリア画像などのリアルタイムデータが表示されている。

基本的な農地データを入力すると、システムは各区画の耕深、施肥量、作業経路を即座に分析して計算。コマンドが発行されると、圃場の無人耕うん機がシステムによる誘導で計画された経路と深度に従って自動的に作業する。

アフリカに関連する活動が江門市で開催

3月4日、江門市で2026年「アフリカデー」および広東(江門)アフリカ経済貿易文化交流活動が開催された。広東省は7年連続で「アフリカデー」の行事を開催している。今年のイベントには、セネガル、タンザニア、ナイジェリアを含む10のアフリカ諸国の総領事および総領事館の代表者が出席した。

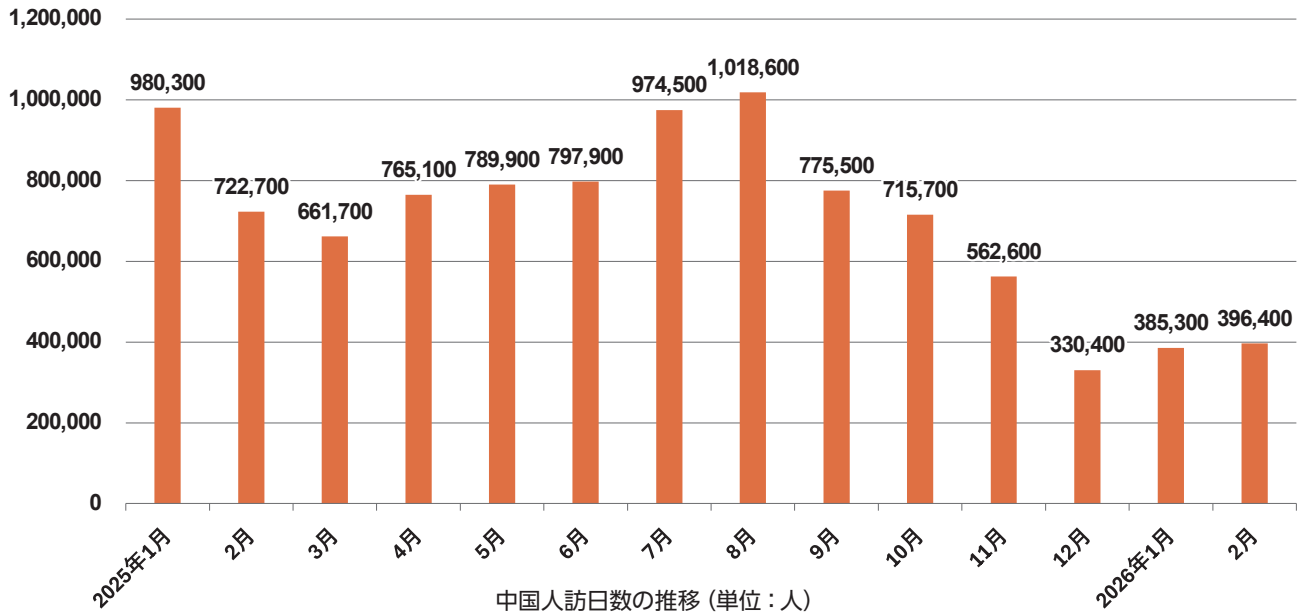
海上シルクロードの重要な拠点都市である江門市は、アフリカ諸国との関係をますます緊密化させており、文化交流において実りある成果を上げ、経済、貿易、文化協力も継続的に拡大している。

中国人訪日数の推移

日本政府観光局(JNTO)が3月18日に発表した2月の訪日外国人数(推計値)は、前年同月比(以下同)6.4%増の346万6,700人となり、2月として過去最高を更新した。

しかし、中国人訪日数は45.2%減の39万6,400人となった。高市総理の発言による日中関係の悪化で、中国政府が日本への渡航自粛を求めたことや、日中

間の航空便が相次いで減便されたことなどが大きく影響し、2025年8月には100万人を超えた中国人客だったが、昨年12月以降30万人台に低迷。ちなみに昨年12月が33万400人(45.3%減)、2026年1月が38万5,300人(60.7%減)と3カ月連続で大幅なマイナスとなった。



〈中国短信〉

◆中国非化石エネルギー容量6割超も 火力依存続く

中国国家能源局が公表した「2025年全国電力統計データ」によると、25年の中国発電容量は前年比16.1%増の38.9億kWだった。うち、火力発電は15.4億kW(前年比6.3%増)と全体の39.6%を占めた。

非化石エネルギー(太陽光、風力、水力、原子力を含む)による発電容量の合計比率は全体の60.4%と、6割を超えた。特に太陽光発電は12億kW(35.4%増)と全体の30.9%、風力発電は6.4億kW(22.9%増)と全体の16.4%を占めるなど急拡大した。

一方、中国国家統計局によると、25年の中国発電量の電源構成(発電実績ベース)は、火力発電が

64.8%、水力発電が13.5%、原子力発電が5.0%、風力発電が10.8%、太陽光発電が5.9%となり、「発電容量」と「実際の発電量」の乖離が浮き彫りになった。太陽光は容量で3割を占めながら、発電量では5.9%に留まっており、稼働率や天候による変動性が課題であることが顕在化した。

◆自動車データ越境の新指針

中国工業・情報化部などは2月3日、自動車データの越境移転に関するガイドライン(中国名:自動車データ出境安全指引(2026版))を発表した。「データ安全法」「サイバーセキュリティ法」「個人情報保護法」などを根拠に、自動車に関するデータを効率的かつ安全に越境流通させることを目的とする。

対象となる「自動車データ」は、設計・製造から販売、利用、保守に至るまでの過程で取り扱われる個

人情報および重要データで、自動車メーカー、部品・ソフトウェア企業、通信事業者、自動運転サービス事業者、プラットフォーム運営企業などが監視対象となる。個人情報越境移転ルールは従来どおりだが、重要データについては越境安全評価の申請を義務付け、研究開発、製造、自動運転運行、ソフトウェア更新、ネットワーク運用などの利用場面ごとに重要データの判断基準を明確化した。

◆自動車新規登録、NEVは全体の5割

公安部によると、25年に中国で新規登録の自動車(商用車を含む)は2,619万台だった。新エネ車(NEV)は1,293万台と、自動車全体の49.4%を占めた。

2025年末時点で、NEVの保有台数は前年比14.9%増の4,397万台(自動車全体の12%)に達し、うちBEV(純電気自動車)は3,022万台とNEV全体の約7割(68.7%)を占めた。

◆25年 中欧班列、初の輸送量減少

中国国家鉄路集団によると、2025年の中国欧州間の貨物列車「中欧班列」の運行本数は前年比3.2%増の20,022本だった。コンテナ輸送量は前年比1.3%減の205万191TEUと、運行開始以降で初めて減少した。

同年の中国と中央アジア間の貨物列車「中亜班列」の運行本数は前年比19.6%増の14,254本、コンテナ輸送量は同27.7%増と急拡大した。中国製の機械や家電の需要拡大に加え、地政学リスク回避の動きから、ロシア経由が多い中欧班列からのシフトが進んでいることが背景にあるとみられる。

◆太陽光パネルやリチウムイオン電池 輸出抑制へ

中国財政部は1月8日付の公告で、太陽光パネルや電池(リチウムイオン電池を含む)などの輸出について増値税の還付を見直すことを明らかにした。4月以降に還付率を9%から6%に引き下げ、27年1月以降は還付を撤廃する。

中国は太陽光パネルの世界シェアで9割以上を占めているが、中国メーカー間の価格競争が激化し、輸出単価の下落が続いており、業界の再編を促す模様だ。電池の増値税還付は、2024年11月に13%から9%に引き下げられたが、リチウムイオン電池の輸出は急増が続いている。

増値税の還付撤廃は、貿易摩擦を回避するための「自主規制」と言えるが、中国メーカーによる海外進出の「呼び水」になるとの見方もある。

◆ホルムズ海峡の封鎖 中国への影響は

アメリカがイスラエルと共に2月28日、イランに軍事作戦を実施。その後、イランが石油タンカーをミサイル攻撃し、石油輸送の要衝であるホルムズ海峡は事実上の封鎖状態となった。

日本は原油輸入の9割以上を中東に依存。一方、中国の中東への依存度は4割強である。中国は早くからエネルギー確保の多角化に取り組んでおり、期せずして成果に結びつく可能性がある。以下は中国税関総署の統計を基に、2025年の数量ベースの原油輸入相手国とそのシェアを羅列したもののだが(下線は中東)、中国が如何にリスクを分散させてきたかを物語る。

①ロシア17.4%、②サウジアラビア14.0%、③イラク11.2%、④マレーシア11.1%、⑤ブラジル8.1%、⑥アラブ首長国連邦6.5%、⑦オマーン6.1%、⑧アンゴラ5.2%、⑨クウェート3.3%、⑩カナダ2.8%、⑪インドネシア2.5%、⑫コンゴ1.6%、⑬コロンビア1.4%、⑭エクアドル1.4%、⑮カタール1.3%

◆中国、日本企業20社を輸出禁止へ

中国商務部は2月24日、三菱重工など日本の防衛関連の企業や大学、研究機関を対象としたデュアルユース(軍民両用)品の輸出管理措置として、「輸出規制リスト」に20件、「注視リスト」に20件、合わせて40件を掲載したと発表した。これまで米国、台湾に関連するリストが発表されてきたが、日本に関するものは今回が初めて。中国原産のデュアルユース品は、輸出規制リストの企業については原則輸出できず、注視リストについては審査が厳格化される。

◆春節消費5.5%増

中国文化観光部によると、今年の春節休暇(2月15日～2月23日)の国内旅行者は延べ5億9,600万人に上り、前年比では1日平均5.7%増、コロナ前(19年)と比では同11.7%増となった。また、国内観光収入は前年比1日平均5.5%増、コロナ前比では同21.6%増だった。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。中国側統計は中国国家統計局が公表した数値を原則引用し、同局以外から発表され引用した数値については出所を記載している。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年	175,863	▲7.5	248,190	▲0.7	▲70,473	赤字拡大
2024年	188,651	6.2	253,009	3.6	▲64,357	赤字縮小
2025年	187,795	▲0.4	266,942	5.5	▲79,147	赤字拡大
2026年2月	13,696	▲10.9	23,369	35.4	▲9,673	赤字拡大
2026年1-2月	29,194	7.7	49,704	14.5	▲20,510	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

2月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	95,716	100.0	
	内訳	アメリカ	17,529	18.3
		E U	9,168	9.6
		アジア	50,274	52.5
		うち中国	13,696	14.3
輸入	総額	95,143	100.0	
	内訳	アメリカ	10,711	11.3
		E U	10,694	11.2
		アジア	47,714	50.1
		うち中国	23,369	24.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

2月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等電子部品	39.5	2.5
		2 原料品	35.3	1.2
	減少	1 半導体等製造装置	▲33.1	▲3.1
		2 プラスチック	▲12.5	▲0.9
輸入	増加	1 科学光学機器	▲24.0	▲0.8
		1 衣類・同付属品	53.2	3.3
		2 通信機	26.7	3.2
	3 半導体等電子部品	112.5	2.1	

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年	28,720	▲14.5	16.2	30,030	3.6	12.3	▲1,310	赤字転換
2024年	27,764	▲3.3	14.7	30,905	2.9	12.2	▲3,141	赤字拡大
2025年	27,788	0.1	14.8	32,850	6.2	12.3	▲5,062	赤字拡大
2026年2月	1,996	▲13.3	14.6	3,184	53.6	13.6	▲1,188	赤字転換
2026年1-2月	4,224	7.3	14.5	6,342	19.3	12.8	▲2,118	赤字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

2月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	22,063	100.0	
	内訳	アメリカ	5,716	25.9
		E U	3,052	13.8
		アジア	7,101	32.2
		うち中国	1,996	9.0
輸入	総額	12,451	100.0	
	内訳	アメリカ	1,391	11.2
		E U	1,096	8.8
		アジア	7,039	56.5
		うち中国	3,184	25.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

2月の主な増減品目

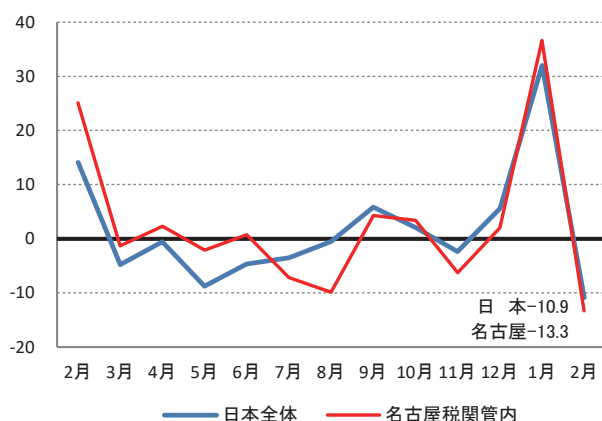
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 金属鉱及びくず	142.3	1.9
		2 有機化合物	87.2	1.3
		3 非鉄金属	49.9	1.0
	減少	1 半導体等製造装置	▲66.9	▲3.3
		2 自動車の部分品	▲20.1	▲2.0
輸入	増加	3 金属加工機械	▲26.4	▲1.1
		1 自動車	528.3	5.0
		2 衣類及び同付属品	59.7	4.2
	3 音響・映像機器(含部品)	46.8	3.0	

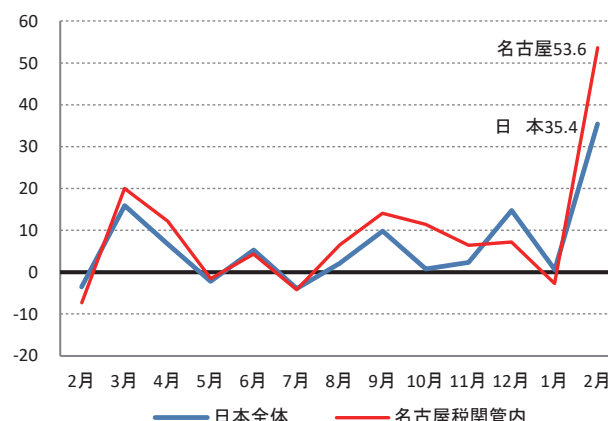
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

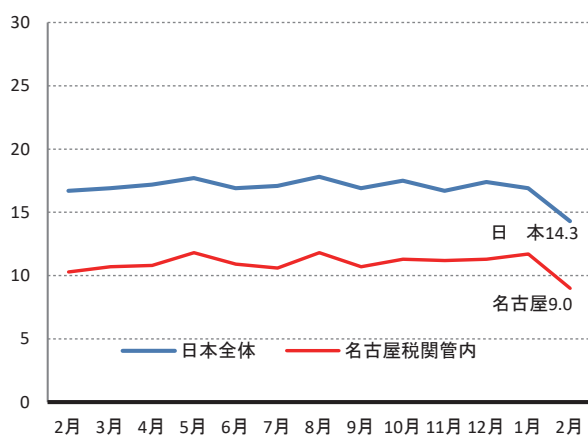
中国への輸出額の月別伸率(%)



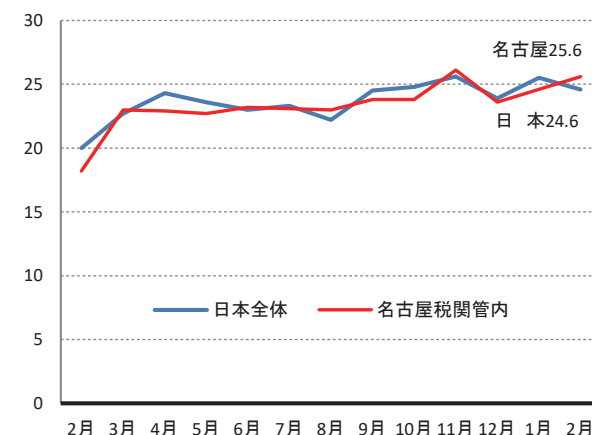
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年	33,800	▲4.6	25,568	▲5.5
2024年	35,772	5.9	25,851	1.1
2025年	37,719	5.5	25,890	0.0
2026年1-2月	6,566	21.8	4,430	19.8

出所：中国税関総署

中国の外資導入

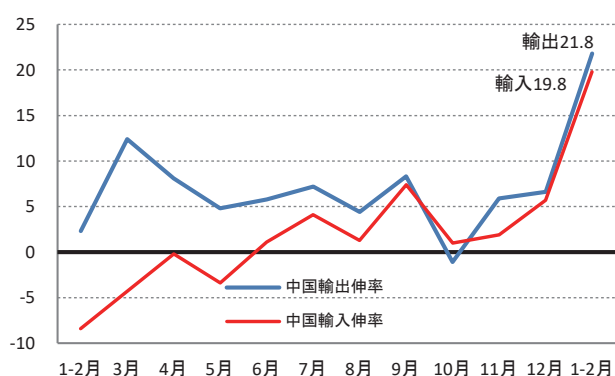
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	47,647	23.5	1,734.8	20.2
2022年	38,497	▲19.2	1,891.3	8.0
2023年	53,766	39.7	1,609.1	▲14.9
2024年	59,080	9.9	1,150.8	▲28.0
2025年	70,392	19.1	1,044.3	▲10.0
2026年1-2月	8,631	14.0	229.7	▲3.5

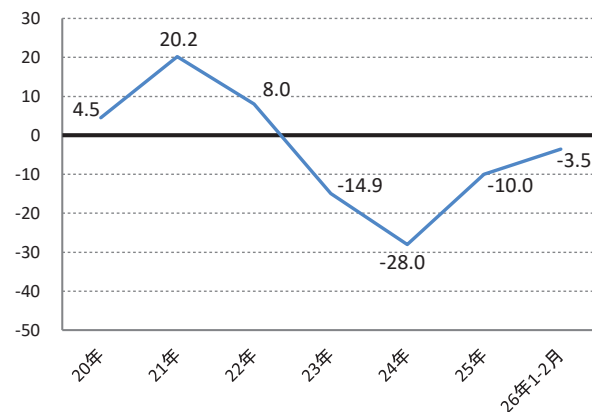
出所：中国商務部

※26年1-2月の実行ベース金額は、中国税関総署発表の同時期の貿易総額の平均為替レート(1ドル=7.03人民币)を基に元からドルに換算。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入額の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

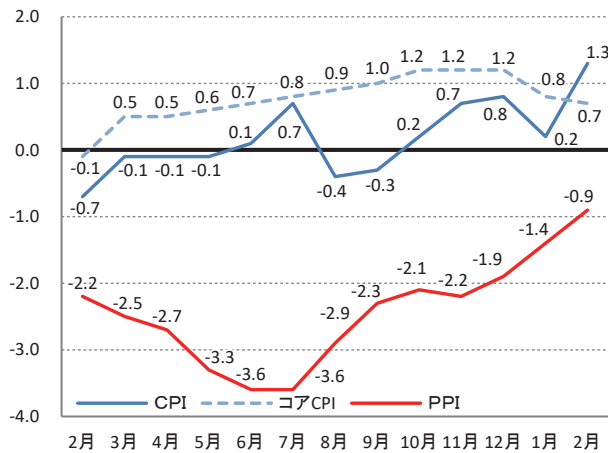
	2月	1-2月
消費者物価指数	1.3	0.8
うち都市	1.4	0.8
農村	0.9	0.5
うち食品	1.7	0.5
食品以外	1.3	0.8
うち消費財	1.1	1.7
サービス	1.6	0.8

工業生産者物価指数PPI (%)

	2月	1-2月
工業生産者物価指数(PPI)	▲0.9	▲1.2
うち生産資材	▲0.7	▲1.0
うち採掘	▲5.3	▲6.7
原材料	▲1.9	▲2.0
加工	0.3	0.0
生活資材	▲1.6	▲1.7
うち食品	▲1.8	▲1.8
衣類	▲1.0	▲0.8
一般日用品	▲1.8	▲1.8
耐久消費財	▲1.6	▲1.7
工業生産者仕入物価指数	▲0.7	▲1.1
うち燃料、動力類	▲8.4	▲7.7

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数

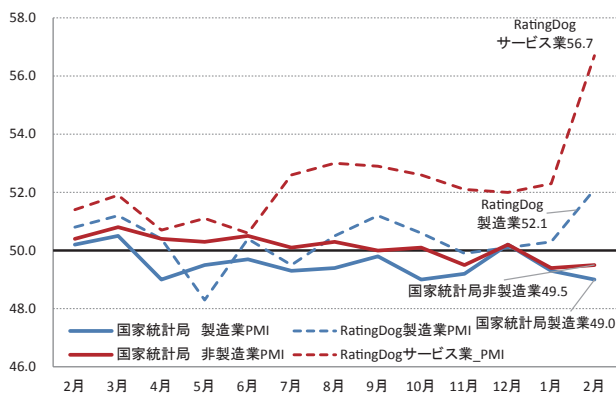
CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

出所：中国国家统计局

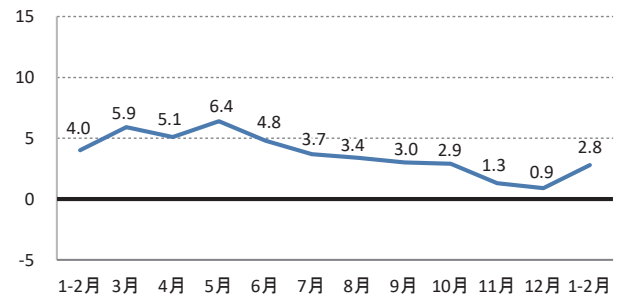
中国のPMI (購買担当者景気動向指数)



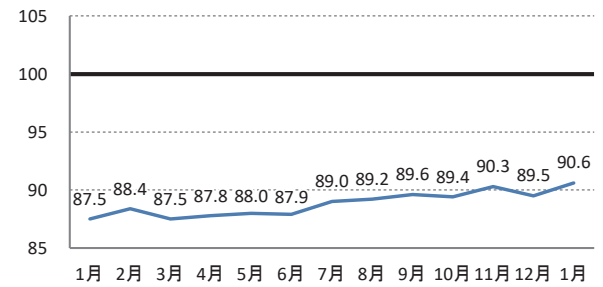
※景気後退<50<景気拡大

出所：中国国家统计局 中国RatingDog

中国の消費財小売総額の伸率(%)



中国の消費者信頼感指数



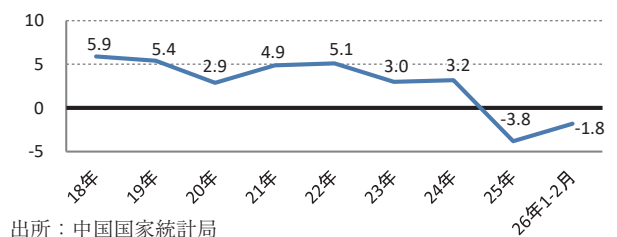
※消費マインド 後退<100<拡大

中国の固定資産投資

1-2月の固定資産投資

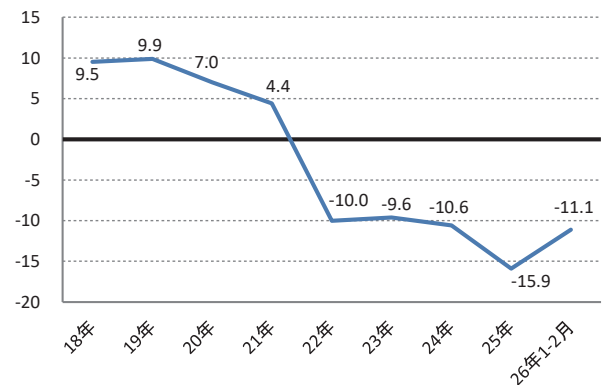
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		52,721	1.8
産業別	第一次	1,093	17.4
	第二次	17,434	5.4
	第三次	34,194	▲0.4
地域別	東 部	N/A	1.8
	中 部	N/A	1.9
	西 部	N/A	▲0.5
	東 北	N/A	▲11.4

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)

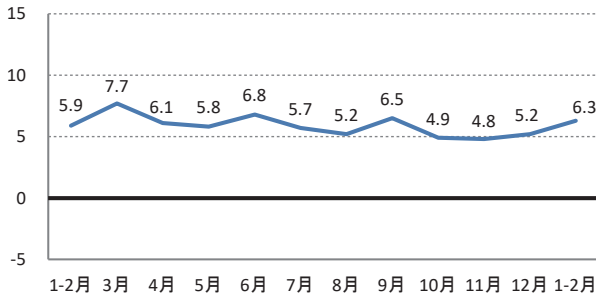


中国の工業

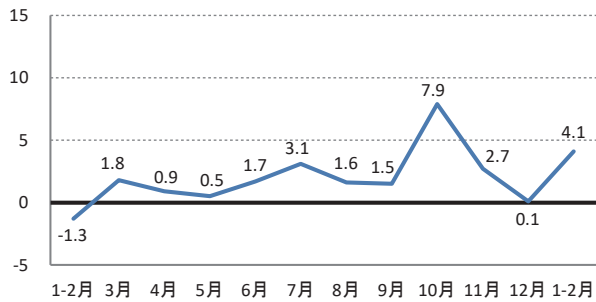
工業付加価値の伸率(%)

	1-2月
一定規模以上の工業生産	6.3
内訳 鉱業	6.1
製造業	6.6
電気・ガス・熱・水生産供給業	4.7
内訳 国有企業	4.2
株式制企業	6.9
外資系企業	4.0
私営企業	7.4

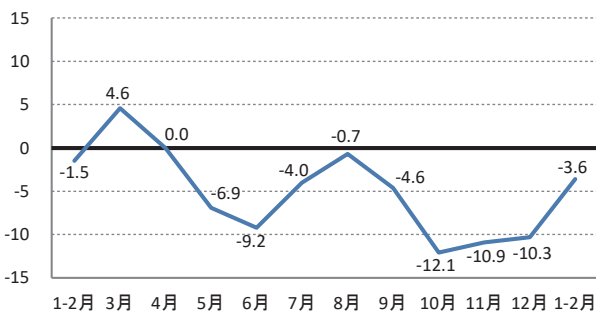
一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



一日当たりの発電量の月別伸率(%)

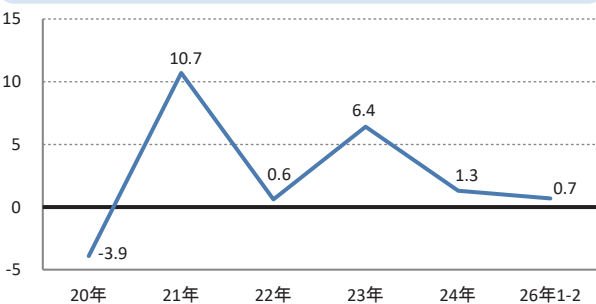


粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国财政部

中国の自動車販売台数

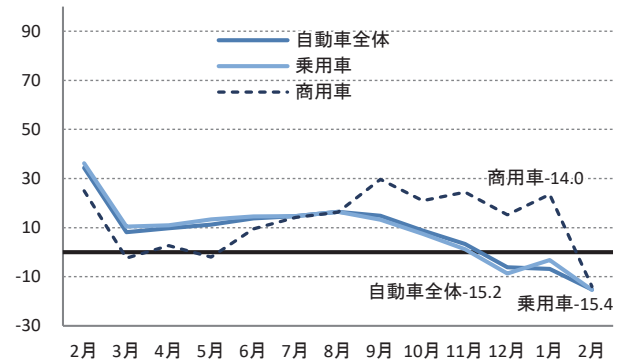
万台

年月	自動車(うち輸出)	
	乗用車	商用車
2020年	2,531(108)	2,018
2021年	2,627(201)	2,148
2022年	2,686(311)	2,356
2023年	3,009(491)	2,606
2024年	3,144(586)	2,756
2025年	3,440(710)	3,010
2026年2月	181(67)	154
2026年1-2月	415(135)	352

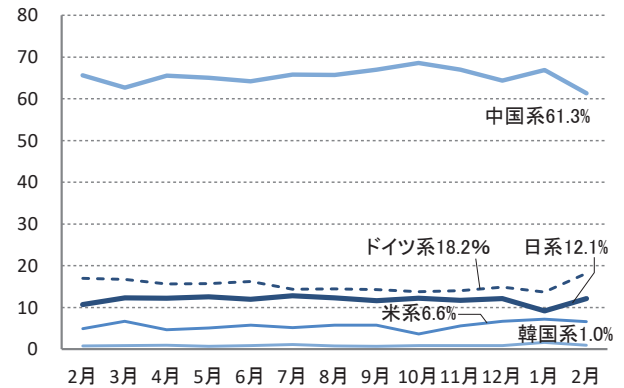
出所：中国汽车工业协会

※中国国産車のみ。輸出車を含み、輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



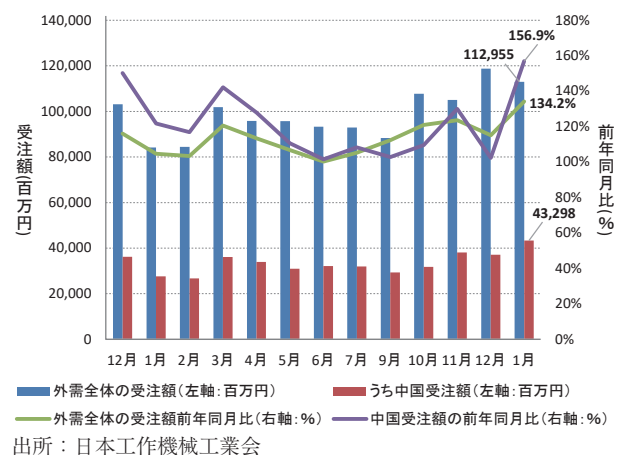
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報联席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会